



高齢者に対する個別的支援業務委託契約書

芦北町（以下「委託者」という。）とくまもと健康支援研究所（以下「受託者」という。）とは、次のとおり高齢者に対する個別的支援業務委託契約（以下「この契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、委託者が受託者に対して、委託者の高齢者に対する個別的支援業務（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者がこれを受託することにより、高齢者へ訪問による健康相談や保健指導を行い、高齢者の健康管理や適正受診に対する意識を高め、重症化予防やフレイル予防、必要なサービスへの接続を図ることと、健康寿命の延伸を目指すことを目的とする。

（委託内容、履行期間及び委託料）

第2条 委託者が受託者に委託する本件業務の具体的な内容、履行期間及び委託料は以下のとおりとし、委託者は受託者に対し、当該委託料を第9条に定める支払方法に基づき支払うものとする。

- （1） 本件業務の内容：高齢者に対する個別的支援業務（別紙仕様書のとおり）
- （2） 履行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- （3） 実施日時：次のアからウに該当する日を除く日とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末又は年始における日で芦北町の休日を定める条例（平成17年芦北町条例第2号）に規定する休日

- （4） 履行場所：訪問指導対象者宅及びこれに準ずる場所

- （5） 委託料：次のアからオとする。

ア 健康訪問支援業務①訪問準備費（一般管理費含む。）2,420円
（消費税及び地方消費税の額220円を含む。）

イ 健康訪問支援業務②訪問実施費（一般管理費含む。）11,825円
（消費税及び地方消費税の額1,075円を含む。）

ウ 健康訪問支援業務③訪問未実施費（一般管理費含む。）2,420円
（消費税及び地方消費税の額220円を含む。）

エ 打合せ（移動費等含む。）26,136円
（消費税及び地方消費税の額2,376円を含む。）

オ 個別報告書作成費33,000円
（消費税及び地方消費税の額3,000円を含む。）

第3条 委託者及び受託者が、この契約の一部をやむを得ず変更するときは、両者協議して行うものとする。

（契約保証）

第4条 契約保証金は、免除する。

（履行）

第5条 受託者は、この契約が締結したときは、契約締結後14日以内に契約履行着

